

IDEC now

No.30



起こせはま風！
未来に向けて

4 クローズアップ

自らの体験が
事業のきっかけに
有限会社エクザ研究所
代表取締役 福田 秀明 氏

6 特集2

知られていない意匠制度の
有効活用術

8 IDECトピックス

『アセアン・ビジネスネット』
今年度も開催

カフェを地域交流の拠点に！
～カフェ「Terrace」～

10 横浜市経済観光局から

12 インフォメーション

表紙イラスト「横浜ジャズブロード」
：クロカワミキオ

IDEC
YOKOHAMA

発行 / 財団法人 横浜産業振興公社
(横浜市中小企業支援センター)

〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター 7階
Tel.045-225-3723



P.2

～時代は「効率化のためのIT投資」から
「社会生活を豊かにするICT投資」へ～

ICT改革・テレビで簡単インターネット！

誰もがインターネットを使える方法「タウンコード方式」を開発！

(株)ICTソリューションズ 代表取締役 青津 廣明 氏

インターネットを介した情報化社会の利便性を「誰もが」簡単に享受できることを目的とした「ICTソリューション技術」。(株)ICTソリューションズでは、ICT時代の到来に先駆けて「電子投票システム」や簡単な操作でインターネットなどを利用できる「タウンコード(TownCode)方式システム」の開発に取り組んできました。そのICTソリューションズが、「よこはまビジネスブラングランプリ」への応募を経て、今、様々なメディアに取り上げられています。今号では、同社の躍進の秘密に迫ります。



～時代は「効率化のためのIT投資」から「社会生活を豊かにするICT投資」へ～ ICT改革・テレビで簡単インターネット！ 誰もがインターネットを使える方法「タウンコード方式」を開発！

(株)ICTソリューションズ 代表取締役 青津 廣明氏

インターネットを介した情報化社会の利便性を「誰もが」簡単に享受できることを目的とした「ICTソリューション技術」。(株)ICTソリューションズでは、ICT時代の到来に先駆けて「電子投票システム」や簡単な操作でインターネットなどを利用できる「タウンコード(TownCode)方式システム」の制作に取り組んできました。そのICTソリューションズが、「よこはまビジネスプラングランプリ」への応募を経て、様々なメディアに取り上げられています。今回は、同社の躍進の秘密に迫ります。

● インターネット端末を誰もが使えるユビキタスネット社会の「家電品」へ！

Q ビジネスプランの応募から現在までのお話を簡単にお教えいただけますか。

A 入居していた金沢テクノコアで、「よこはまビジネスプラングランプリ」を知り、応募したのは、平成16年12月(第2回)のときです。そこでの入賞をきっかけに、“Keep it Simple & Smart!”をコンセプトとする当社が開発した「簡単操作技術(タウンコード方式)」が、tvk、日本経済新聞社等のメディアで大きく取り上げられるようになりました。

現在では、日立製作所のグループ企業、病院向けのICTシステム開発専門企業との共同開発

事業として実用化へ向けた取り組みが具体的に進められ、複数の病院で実際の運用が始まっています。



ビジネスプラン発表会では奨励賞・かわしん賞・りそな神奈川中央賞・来場者賞を受賞

● 簡単操作技術「タウンコード(Town Code)方式」とは？

Q 「タウンコード方式」とは、どんなものですか。

A テレビを見ることができると、さまざまな機能を備えたパソコンが普及しているなか、当社では操作に不安を感じる方をターゲットに、取扱説明書がなくても、簡単にインターネットを利用できるシステムの開発に取り組んできました。こうして生まれたのが、テレビでパソコンの利点を活かす「タウンコード方式」というシステムです。モニター裏側に専用の超小型高性能PCボックスを取り付け、画面上のガイドに従って使い慣れたリモコンのチャンネル番号を押すだけで、テレビとインターネットの両方を簡単に見ることができます。これにより、誰でもインターネットなどの利便

性を享受することが可能となりました。

この製品が普及することによって、テレビと同じ感覚で、寝ころびながらインターネットを見ることが当たり前になる日も、そう遠くないのではないのでしょうか。



手元のリモコンでインターネットがラクラク見られるタウンコードシステム



知財主導型経営の新しいビジネスモデルに取り組む青津社長

● 目指す事業形態とその強み

Q 御社が目指している方向性などについてお教えいただけますか。

A ベンチャー企業が競合企業と互角に事業を行い、成長していくためには、知財主導型経営の新しいビジネスモデルが必須要件と考えています。

そのために、当社は、単一技術に絞った特許申請ではなく、製品やシステムを構築するうえで必須となる関連技術を組み合わせた網羅型の特許出願をしてきました。早期審査請求制度の積極的な活用により、特許網で囲われたシステム構築技術が、当社の事業の根幹といえます。

この特許技術の活用を前提に、パートナー会社とのWin-Win関係に基づく良好な協業関係の樹立を図りながら、知財主導型経営の新しいビジネスモデルに取り組んできました。

● 『知財型・ファブレスメーカー』としてのバリューチェーンとは

Q 昨年10月には、当社の「株式公開型ベンチャー支援対象企業」として認定を受けていますね。

A 会社の株式公開支援チーム等専門家による各種ハンズオン支援を受け、当社の知財戦略主導型ビジネスモデルにおけるバリューチェーンの主要項目の策定を行いました。

その結果として、当社では、技術提案事業を基軸に、ファブレス生産、無在庫管理を実現し、大手企業・SI

事業会社向けに、いわゆるソリューション提供型OEMビジネスの確立を図っています。

提案営業では、ニーズに合わせて幅広い応用展開が可能な技術の特徴を活かし、企画から販売に至るまでのパートナー企業に、操作・保守の容易な点、また、信頼度の高いソリューションが提供できる点で斬新なビジネスモデルとして受け入れられ、好評です。

ビジネスモデルにおけるバリューチェーンの見極め



バリューチェーン：価値創造戦略

● 今後の新しいマーケット開拓への展望

Q 今後はどのような展開をお考えですか。

A B to B市場における当社開発の超小型高性能パソコンとタウンコード方式による簡単操作技術の適用分野の裾野は、きわめて広いと考えています。

例えば、特に情報弱者が利用者層の大半を占めると

思われる病院や老人ホーム、自治体の施設、大型スーパー等に設置して利用する表示用のシステム機器分野が該当します。これらの事業分野での利用者への高度のサービスは、とりもなおさず、社会生活を豊かにするための情報化投資の分野といえます。

● 会社のインキュベーション施設の空室情報について

会社では、創業・新規事業のための受け皿となるインキュベーション施設、横浜金沢ハイテクセンター・テクノコアを運営しています。平成18年10月1日現在、ラボタイプ4室の空室があります。テクノコアの入居についてはお気軽にご相談ください。

テクノコア入居に関するお申込み・お問合せ先

施設経営部 金沢テクノコア担当 TEL. 045-788-9570 URL <http://www.idec.or.jp/core/>

花粉症、アレルギーで辛い思いをしている人を助けたい！

自らの体験が事業のきっかけに



有限会社 エクザ研究所

代表取締役
福田 秀明 氏

Close up

医療が発達し、生活環境における衛生的な面が次第に改善されていった1950年代からアレルギー保因者が増え、1970年代に出生した人では90%にのぼるという調査結果がある。アレルギー保因者の中で花粉症の有病者は1,300万人と推定されている。毎年花粉症を発症する人が増えていく中で、その治療のほとんどが対処療法であり、効果は一時的、中には服用すると眠気、喉が渇くなどの副作用がでる場合もある。その中で自分と同じように花粉症で辛い思いをしている人々を助けたいという思いから起業を意識するようになり、2000年に事業を開始した。花粉症をはじめとするアレルギー症状などを緩和させる働きや、様々な有益性のあるAlb-pure、アルブ ピュア エグザ アルブミン exa-albuminの開発・製造を行い、2004年に法人化するとともに抽出法などに関わる特許を出願した。

皮膚、粘膜で起こる不調を和らげ、予防効果を促す

御社で開発・製造されるAlb-pure、exa-albuminとはどのようなものですか？

Alb-pureは鶏卵の卵白から抽出したタンパク質の結合水で、exa-albuminは結合水を除いたタンパク質の顆粒でパウダー状にしたものです。皮膚や粘膜の炎症やかゆみを緩和させ、免疫力を高める働きをする成分と、アレルギーの侵入に対する過剰な免疫応答を抑制する働きがあります。

具体的にどんな効果が得られますか？

花粉症の緩和と予防や、喉・鼻の不調緩和、カゼの予防、皮膚荒れの改善、美白効果を促します。また目・頭皮のかゆみや乾燥・水虫による皮膚のかゆみをおさえ、髪の毛の弾力を促し、フケを予防します。

抽出した成分はどのようなものですか？

アルブミン、リゾチーム、グロブリン、オボムコイドなどのタンパク質が主成分です。溶菌作用のあるリゾチームと、免疫力を高める効果のあるグロブリン、そしてアレルギーなどの症状の抑制を促すオボムコイドが、粘性・保湿効果のあるアルブミンとともに皮膚、粘膜に働きかけます。

卵に注目されたきっかけは？

花粉症という言葉がない時代から、ス

ギをはじめとする様々な花粉に20年以上も悩まされてきました。ところが以前に鶏卵の販売などを事業とする会社に勤務していた事があり、卵を大量に保管している場所へいくたびに症状が軽くなり、入社後5日で症状が回復しました。この時の衝撃が大きく「なぜ症状が治まったのだろう」という思いが毎日頭から離れませんでした。当時生活の中で変化したのは職場だけでしたので、卵の成分が影響しているのではないかと思い、仕事が終わってから個人的に研究を始めるようになりました。卵殻・卵殻膜・卵白・卵黄の成分と働きなどについて専門書や研究文献、研究機関から様々な情報を調べました。

特許を出願されていますが、その内容をお聞かせください。

発明の名称は「卵白アミノ酸結合水及びたんぱく顆粒の製造方法ならびに用途」です。製法の特徴は光照射によるタンパク質結合水の気化抽出です。

成分を抽出する際に工夫している点は？

タンパク質を変質させない抽出条件の徹底と、液体として抽出した物質の表面張力・粘性を常にチェックしています。また卵を採卵養鶏場から直接常温で配送してもらっています。



有限会社エクザ研究所

〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町15-11-105

TEL.045-571-5855 FAX.045-580-0750

事業内容

Alb-pure、exa-albumin製造元（卵白アルブミン）

皮膚・髪・粘膜に高い有益性を持つ e-alb の働きを活かした商品の開発。アレルギー対策商品、化粧品各種。

Alb-pure、exa-albuminを使用した70%の人の症状が大きく緩和！

製品化はどのようにされていますか？

現在、のど飴、化粧品を販売しており、今月から鼻洗浄スプレーの製品化に着手しました。当社でAlb-pure、exa-albuminを抽出した後、出荷まで行う場合と、商品製造を外部へ委託する場合があります。委託をする際はAlb-pure、exa-albuminの処方などを明確にし、数回の試作を繰り返し、品質を高めた状態で量産していきます。常に新商品の候補を5種類以上開発し、テストを行っています。原料が自然のものであるため、どの商品も副作用がなく、幅広い年齢の方が安心してご利用いただけます。

お客様の反応はいかがですか？

商品化テストにおいて十分に検証をしており、使用した約7割の方から花粉症などのアレルギー症状が大きく緩和する結果が得られています。のど飴を発売以降は、電話オペレーターなど、喉の不調が仕事に影響をあたえる職業の方からの定期的な購入の依頼もあります。

営業の仕方は？

一人ひとりの体質の違いから、当社の商品をお試しいただいてもリピートにつながらないお客様もいます。「この商品でなければだめ」と言われるお客様を一人でも増やしていくことが営業方針ですので、無理な販売はしておりません。Alb-pure、exa-albuminがもたらす働きの一つに花粉症を約70%の確率で大きく緩和させるという実績があることをセールスポイントとして、自社で開発・製造しながら製品の良さを理解していただけるよう努めています。

苦労されたことはありますか？

ほとんど知識がない状態から始めたため、ある程度研究が進むまで時間がかかり、事業化する見通しがなかなか立てられませんでした。商品化、営業方法、薬事法を踏まえ

た商品の取扱い等、事業を行うために必要な課題が想像していたよりも多く、中小企業であることからの限界を痛感する時もありました。何度か事業化をあきらめる心境になりましたが、その度に何年もかけて検証を行った際に得られた多くの方からの反響を思い返し、この事業で多くの人の力になりたいという、事業の原点に立ち返りました。しかし自分だけの考えでは行き詰まることもあると思い、会社の相談窓口に向いました。事業に対する考え方、取り組み方についてアドバイスを受けるにつれ、自分が思ってもみない方向から助言されたり、事業で確立できていない部分を再確認でき、自分の考えを整理できるようになりました。そして事業においてポイントを絞り込んだ運営に取組み、今日に至っています。

開業資金についてお聞かせください。

200万円の自己資金と、この事業を応援してくれる知人からの出資100万円で会社を設立しました。その際に横浜市創業ベンチャー促進資金制度を利用して700万円を借入れ、実験室・製造場所としての改造費用、設備機器、賃借料などに使用しました。法人化する4年前からAlb-pure、exa-albuminの抽出法の研究などを行っており、成分分析・効能テスト依頼、調査、特許申請の準備等で約1,000万円ほどかかっています。

今後の抱負をお聞かせください。

Alb-pure、exa-albuminには、様々な症状を緩和させるなど他の物質には見当たらない機能を確認しており、この分野における研究をさらに深めていきたいと思っております。現在、医療機器製造販売業許可の申請を進めており、お客様の信頼を高めていくとともに、広く販売先を確保していくように取り組んでいきます。

ワンポイントアドバイス

花粉症が治った自らの体験から「何が作用しているか」を突き止めた社長の努力には誰も心を打たれます。この探求心と情熱があればこそ当然他人にもその熱意が伝わります。そこで期待通りならば高い信用を得ますが問題はいかにして商品を周知させ花粉症で苦しむ人たちに商品を提供し続けるかです。しかも効能表示に制限のある商品は説明を聞かないうちは消費者には理解できません。いかに効率よく営業人件費、流通経費、広告宣伝費を使って商品情報を提供出来るかが鍵です。そこで、注目すべき経営資源はその商品の優れていることを理解して頂いた消費者の存在です。一人でも多くの人に商品を理解して頂けるような仕掛け作りとともに協力者のネットワークを構築していけるかが課題となります。



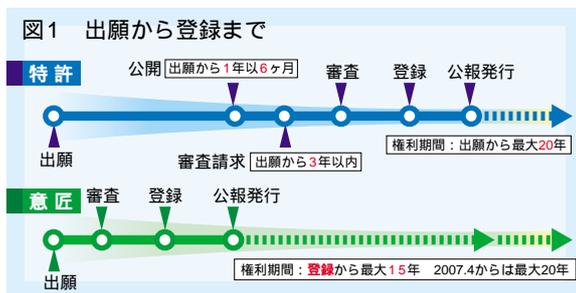
知的財産権を経営に活かす

知られていない意匠制度の有効活用術 ～最適な権利を選択・活用することが必要～

公社登録エキスパート 弁理士 渡邊 知子 (日高国際特許事務所)

せっかく開発した新製品が売れてきても、近似する製品が他社から安価で販売されては、開発コストに見合った収益を上げるのは困難です。このため、新規性や独自性がある新製品を開発した場合、何か知的財産権化できる内容はないか検討し、経営に活かそうとするのは、もはや中小企業においても常識です。

そこで製品を新たに開発した場合、経営者は特許出願を考えます。特に中小企業、ベンチャー企業の多くは「知的財産権化＝特許出願」と考えています。しかし、特許出願は、特許事務所に依頼すると出願時に最低でも30～40万円かかり、その後審査請求費用も必要になります（審査請求費用は17万円程度。更に請求項の数に応じて加算されます）。



● 特許に比べ、審査期間が短く、費用が安価な意匠登録

一方、意匠出願は特許に比べ安価であり、特許事務所に依頼した場合に必要な費用は15万円程度です。出願すれば全件審査が行われ、審査請求費用は不要なため、トータルコストで比較すると、意匠は特許の約1/3にすぎません。

出願から権利化までの期間にも大きな違いがあります。特許の場合、出願から公開まで1年6ヶ月、審査請求から最初のオフィスアクションまで早くても1年以上かかってしまいますが、意匠の場合は出願から6ヶ月程度で審査が行われます。したがって、開発段階の早期に出願すれば、製品が発売される前に権利化できるメリットがあります。また審査で近似する可能性のある他社権利が発見された場合は、製品発売前に形状変更を検討することができ、更に製品発売後に模倣品が出現すれば、早期に対応することが可能です。

費用、期間の双方で有利な意匠権ではありますが、特許に比べるとあまり活用されていないのが実情です。その主な理由は、出願方法及び活用方法があまり知られていないからであると思われます。現にパチンコゲーム機などの遊技機分野では、近年意匠

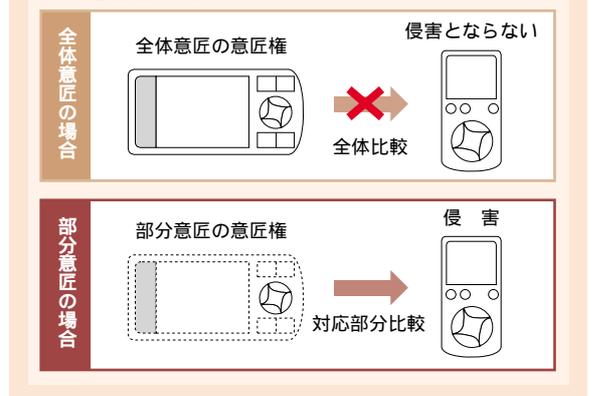
出願件数が倍増しており、従来からの出願人が出願件数を増やしただけでなく、新たな出願人も増えています。

そこで意匠権による新製品の保護を探るべく、特許に近い権利でもある「部分意匠」を中心に、意匠制度を紹介いたします。

● 部分意匠制度とは？

部分意匠制度とは、もともと米国のデザインパテントで採用されている制度です。図面を出願する場合、部分意匠としての請求部分を実線、その他の部分を破線で表します。実線で描かれた請求部分の形状と同一、または類似の形状を製造販売すると、権利侵害の可能性が生じます。製品の部分を権利化できるので、新規な特徴部分を部分意匠として登録すると効果的です。

図2 意匠権の効力



部分意匠の権利を全体意匠の権利と比較して説明すると、例えばゲーム機の意匠（図2）で、円形の操作部に新規性があり、特徴がある場合、全体意匠の意匠権は製品全体に権利が発生するため、他社が操作部を模倣しても製品全体の形状が異なれば、権利侵害は成立しません。つまり部分的に意匠が共通しても非類似と言うことになります。

一方特徴部分である円形の操作部の部分意匠の意匠権を取得すると、操作部分に権利が発生するため、他の部分の形状が異なっても、権利化部分の形状が同一または類似していれば権利侵害が成立します。

つまり部分的に登録要件が満たされれば権利が発生し、さまざまな部位、単位の権利化が可能です。創作部位（範囲）に応じて出願（権利化）範囲を選択することができるため、ユーザーにとっては大変使い勝手の良い制度です。

● 部分意匠の活用例

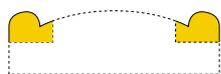
では実際部分意匠をどのように活用すればよいか、事例を見てみましょう。

事例1 押しボタンスwitchの部分意匠（図3）

図3 1073342
意匠に係る物品：押しボタンスwitch 意匠権者：(株)石野製作所

着色部分が請求範囲

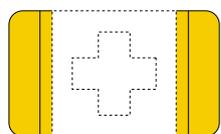
【正面図】



【右側面図】



【平面図】



【使用状態参考図】

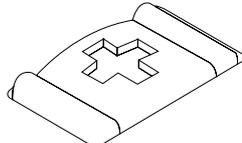


図3は、押しボタンスwitchの部分意匠の登録例です。部分意匠の請求部分は左右端部の突出部分です。左右端部を突出させたことにより手の触感でswitchの位置を確認することができます。中央部にはswitchの種別毎に模様凹状に形成されますが、この部分は請求していません。従って中央部にどのような模様が形成されても、左右端部が突出した押しボタンスwitchであれば権利範囲になります。

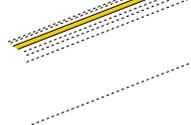
switchのように汎用部品の権利は、テレビのリモコン、ゲーム機のコントローラー、工作機械など、どのような物品にも使用することができます。このように意匠権は機能的に効果があり、かつ応用範囲が広いと、とても有効性があります。

事例2 搬送機械の部分意匠（図4）

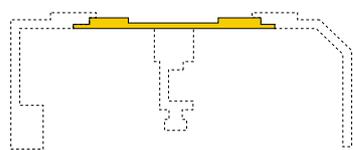
図4 1098033
意匠に係る物品：搬送機械 意匠権者：(株)石野製作所

着色部分が請求範囲

【斜視図】



【請求部分の拡大端面図】



回転寿司に使用されるすし皿を搬送する搬送機械の多くは、クレセントチェーンと呼ばれる三日月型のプレートを連結したものを、すし皿を載置する搬送路に使用していますが、清掃しにくいなどの問題点があります。そ

こで開発されたのが、チェーンレスの搬送路です。具体的には、裏側に磁性体を取付けたすし皿を平坦な板状の搬送路裏からマグネットにより牽引し、搬送する方法です。

この開発では特許はもちろんのこと、部分意匠の権利も取得しています。図4は、平坦な搬送路部分の意匠権です。すし皿が脱線しないための左右縁部を含む平坦な搬送路部分が部分意匠の請求部分です。搬送路や機械そのものの形状を特定していないため、どのような形状の機械であっても請求部分の形状が同一または類似であれば権利範囲となります。

特許ではマグネットによる牽引方法などがある程度説明、限定する必要がありますが、意匠登録の場合は形状を権利化するため、方法などに拘束されない別の角度からの権利を取得することができ、やり方によっては広い権利を構築することが可能です。

事例3 画面の部分意匠

最近では、画面による操作の説明、または画面そのものにタッチパネル機能を持たせるなどして、機器の操作性向上を図っています。何をどのように表示するのか、画面のデザインにはノウハウが詰まっています。

しかし、画面のデザインは簡単にコピーすることができるため、ハードのデザイン以上に模倣被害が多発しています。画面デザインの保護は著作権による保護が不明な面もあるため、部分意匠を有効に活用すると良いでしょう。

実例としては、東芝テック(株)の意匠登録などがあります。内容については、特許電子図書館HP (<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>) にアクセスし、意匠公報DBページで「文献種別：S、文献番号：1189221」で確認して下さい。

● 意匠権の権利期間が登録から20年に延長

意匠法は来年の4月1日施行の改正により、権利期間が現行の「登録から15年」から、「登録から20年」に延長されます。特許の権利期間は出願から起算して20年なので、改正により権利期間が登録日から起算して20年となる意匠の方が実質の権利期間が長くなります。

知的財産権を経営に活かすためには、最適な知的財産権を選択する必要があります。そのためには目的を明確にする必要があります。模倣品からの保護なのか、ライセンスなのか、その上で最も効果的な権利を選択する必要があります。

知的財産権を幅広く経営に活かすためにも、意匠出願の可能性を積極的に探って欲しいと思います。

タイ・ビジネス関係者との交流チャンスを提供

『アセアン・ビジネスネット』今年度も開催

アセアン（東南アジア諸国連合）10ヶ国中、最も工業化がすすむ国のひとつ「タイ」。自動車、エレクトロニクス分野を中心に、大手から中小まで数多くの日本企業が進出し、日本・タイ間のビジネス関係は今後とも進展が期待されます。

横浜市および当公社では、横浜～アセアン企業間の交流イベント「アセアン・ビジネスネット」を例年開催、2003年からはタイ国投資委員会（BOI）の全面協力を得て、同国の有望産業である金属加工分野でのビジネス交流に取り組んできました。

今年度もより具体的な成果を得ることを目標に、引き続き同イベントを開催します。

メタレックスでの展示と商談会

金属加工製品・技術展示会「メタレックス」会場内に“横浜ブース”を設置します。このブース・スペースを利用して、貴社紹介パネルやパンフレットを展示することが可能です。

またタイ企業への貴社PRの場として、同展示会場内で「プレゼンテーション会」「商談会」を開催、タイのローカル企業、日系企業などとのビジネス・ミーティングをアレンジいたします。

現地ビジネス関係者との交流、産業・商業施設の視察

タイでの人脈づくりの場として、タイ・ビジネスをサポートする現地機関、タイのローカル企業や日系企業を訪問、担当者との情報交換のチャンスをおみなさまに提供します。また、バンコク近辺の工業団地、注目の産業・商業施設の視察などを通じ、タイ・ビジネスの最新事情をご覧いただけます。

メタレックスとは

年1回タイ・バンコクで開催される、東南アジア最大級の金属加工機器および工作機械展示会。

今年で20回を数え、アセアン市場でのビジネス展開を模索する全世界の企業関係者から例年以上に注目を集めています。

来場者数50,159名、出展者総数48ヶ国2,100社（2005年度実績）。



タイ有望企業との商談チャンスも（昨年の様子）

アセアン・ビジネスネット 2006開催概要

開催期間

2006年11月21日（火）～26日（日）
現地集合、現地解散

開催都市

タイ・バンコク

参加費

50,000円 / 1社あたり
上記費用に含まれるもの：ブース利用料、商談アレンジ費、商談会の通訳費など

募集対象

タイ企業（日系企業含む）とのビジネスや、タイへの進出に関心をお持ちの日本企業
原則として、横浜市内に活動拠点を持つ企業とします。

対象業種

金型関連製品・部品、金属工作・加工機械、機械・切削工具、研磨技術、自動車関連部品・技術、機械部品、機械要素、樹脂関連製品など

主催

横浜市経済観光局、(財)横浜産業振興公社

協力（予定）

タイ国投資委員会（BOI）、バンコク日本商工会議所、ジェトロバンコクセンター

お問い合わせ

国際ビジネス支援部 / 横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）

TEL 045-222-2030 URL <http://www.ywbc.org/>

〒231-0001 横浜市中区新港2-2-1 横浜ワールドポーターズ6F

コミュニティビジネス事業者紹介

カフェを地域交流の拠点に！ ～カフェ「Terrace」～

地域・コミュニティの様々なニーズや課題に対応して、継続的に事業を行い、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化をめざす「コミュニティビジネス」。

今号では、昨年度に当公社が実施した「チャレンジコミュニティビジネス支援事業」の助成プランに決定して開業経費の一部の助成を受け、コミュニティビジネスのモデル事業として横浜市長の認定を受けた「Terrace」（テラス）をご紹介します。

体にやさしい食生活を提案

JR港南台駅から歩いて約3分。住宅街に続く、ひさしのある店舗が並ぶ通りを進むと、白と赤でデザインされた明るく清潔感のあるカフェ「Terrace」の外観が見えてきます。ガラス張りのウィンドウからは、ケーキのショーケースやクッキーの陳列棚が見え、通りを行き交う人の興味をひいています。

昨年11月にオープンしたこのカフェの売りは、なんと言っても天然素材にこだわった体にやさしいメニュー。手作りケーキやクッキー、ランチなど全てのメニューにおいて添加物は一切使用しておらず、食材も地元農家が生産する野菜などを使用する徹底ぶり。健康的で美味しい味と店

内の落ち着いた空間が評判を呼び、リピーターも増えています。



地域交流の拠点を目指して

「Terrace」では、近隣の養護学校との交流を積極的に行っていて、実習生や課外活動の生徒たちを受け入れています。オーナーの飯田正子さんは、福祉施設の運営に携わってきた経験を持ち、かねてから独自に障がい児者の自立支援を行いたいと考えていました。そこで第二の人生に向けて、得意なお菓子づくりを活かし、カフェ運営という形で長年の夢を実現させるための第一歩を踏み出したのです。

「障がい児者の自立に向けては、地域の人達に障がい児者への理解を深めてもらうことも大切」と考える飯田さん

は、就労や社会参画に向けて経験を積んでもらうだけでなく、交流のきっかけになると考え、実習生に接客にも積極的にあたらせています。

「ウォームハートコミュニケーション（あたたかい心の交流）を大切にして、現代社会が忘れかけている心の豊かさと、自然なライフスタイルを提案していきたい」と語る飯田さん。今後は一層地域とのつながりを深め、地域住民や障がい児者の交流の拠点となるようなカフェを目指しています。

【所在地】横浜市港南区港南台4-3-9 荒井ビル1階

【連絡先】TEL 045-833-4550 (FAXも同)

【代表者】飯田 正子

本年度 第2回

平成18年度チャレンジコミュニティビジネス支援事業 ビジネスプラン募集中

(財)横浜産業振興公社では、コミュニティビジネスでの創業や新規事業展開を応援するため、ビジネスプランを募集しています。優秀なプランには事業立ち上げ経費の一部を助成します。応募方法等の詳細につきましては、ホームページをご確認ください。あなたのプランで地域課題の解決を！是非この機会にチャレンジしてみてください。

URL <http://www.cb-yokohama.jp>

新

横浜キーテクノロジー (財)日本建築防災協会から住宅等防災技術評価を取得



耐震補強を生活しながら（居ながら）実現

(株)シーク建築研究所では、安全で安心できる耐震補強を「耐震ポール工法」により実現しました。耐震ポールによる補強工法とは、建物の外側に、鋼製の耐震ポールを建て、そのポールの上部は2階床位置の胴差・はりにボルトで緊結し、ポールの下部を地中深く埋め込むという工法です。この補強により地震の際、家屋に加わる地震力をポールに負担させ、家屋の倒壊を防止し、居住者の生命と財産を守ります。

さらに、外部補強であるため、現在の間取り、通風、採光を変更せず、居ながらにして工事を進めることができる、ということが最大の特徴です。工事期間も実働10日程度で、室内の立ち入り作業はわずか2日程度というものです。

費用は、35坪程度の標準木造住宅に耐震ポール4本の設置で240万円程度、工事実績は既に250棟です。



補強した家

耐震ポールによる補強工事と効果

ジョイントと点検口
(下から見上げたところ)

点検口の蓋
(ジョイント
取付け時に
建物内部に
入ります)

耐震ポール

ポールは(地盤により)地中1.6~2.0mの深さに埋め込む。

コンクリート打設

水平力 → 耐震ポールに抵抗

上下力 → 引抜力に抵抗

転倒モーメント → 転倒に抵抗

耐震ポールの効果

耐震ポールは、一辺20cmの角型・全長約5mの鋼製です。

建てるポールの数は、35坪程度の標準木造住宅の場合、およそ4~5本で、在来軸組工法の2階建以下の木造家屋が対象です。

費用の内訳は、既存建物の調査費、補強前後の耐震精密診断・補強設計費、付帯工事費等です。

確実な耐震性の実現のために、(財)日本建築防災協会の指針である「耐震精密診断」のほかに、(株)シーク建築研究所が独自に開発した「動的解析」によるクロスチェックにより診断・補強設計を行っています。

株式会社 シーク建築研究所

代表取締役 武田 幸和
 横浜市金沢区福浦1-1-1 横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア6階
 TEL.045-780-1155 FAX.045-780-1151
 【創立】平成11年11月
 【URL】<http://i-shec.jp/>

お問い合わせ

横浜市工業技術支援センター 制作担当：鈴木 TEL. 045-788-9000
 URL http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/sien_c/index.html

第12回ヨコハマ・グッズ「横濱001」の募集を行います。
- 開港150周年に向けてさらなるグレードアップを目指します！ -

今秋、横浜を代表するブランドとして、市内外で好評をいただいているヨコハマ・グッズ「横濱001」の第12回認定審査会が行われます。2009年の開港150周年に向けて、横浜の思い出の品となり、横浜市民にも愛されるヨコハマテイストあふれる良質な商品を広く募集します。

応募要領(抜粋)

【対象商品】各シーズン(春夏秋冬)全ての商品アイテム(非食品・食品)

【出品条件】新規開発した横浜のオリジナル商品。
または応募時に販売されており、評価が高く定着している商品。

出品物は現品あるいは試作品に限り、アイデアのみの応募は受け付けません。



【応募資格】横浜市に事業所(代理店)を有すること。
高品質なオリジナル商品を開発・供給する能力を有すること。

【受付期間】平成18年11月6日(月)から11月10日(金)

【申請料】出品商品1点(申請書1枚)につき1万円

【申込み時提出書類】応募申請書。会社概要。

下記申込み先まで持参、郵送又は電子メールで。

主催:(財)横浜観光コンベンション・ビューロー、ヨコハマ・グッズ振興協議会

お申込み・お問い合わせ

(財)横浜観光コンベンション・ビューロー事業部 「横濱001」担当

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階

TEL. 045-211-1202 FAX. 045-641-7485 Email boshu@yokohama001goods.org

URL <http://www.yokohama001goods.org/index.html>

住田弁護士の行列のできる講演会～女性も男性も、いきいきと暮らすために～

女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、最重要課題とされています。まず、あなたが、家庭・職場・地域で男女共同参画推進に向けて自ら行動することが重要です。



講演会

講師:住田 裕子 さん
(内閣府男女共同参画会議議員 弁護士)

座談会

住田 裕子 さん
諸橋 泰樹 さん
(フェリス女学院大学教授)

【日時】平成18年11月4日(土)
15:00～17:00(14:30開場)

【参加費】無料

【会場】新都市ホール(定員:900人)
横浜駅東口、横浜そごう9階

【申込み】「往復ハガキ」か「電子メール」に、氏名・住所・電話番号・参加人数・保育(2歳以上)の子の年齢を記入し、10月27日(金)までに下記へ送付(応募者多数の場合は抽選)

お申し込み・お問い合わせ

横浜市民活力推進局男女共同参画推進課

〒231-0017 中区港町1-1 TEL. 045-671-2035 FAX. 045-663-3431

E-mail sh-danjosinpo@city.yokohama.jp

1

今日から始める産学連携。 「産学連携スタートアップ助成制度」申込み受付中！

産学連携スタートアップ助成制度は、横浜市内中小企業が市内理工系大学等研究者との委託研究等を開始するのに必要な経費を補助することにより、より多くの企業による産学連携の取り組みを促進する制度です。

大学をパートナーに、新製品・新技術開発等の取り組みを始めようとする企業の皆様は本制度の利用をご検討下さい。

1. 助成対象プロジェクト：新技術・新製品の開発を目的として、横浜市内理工系大学等研究者と、当該年度内にはじめて、次のような連携を開始し（又は、当該年度内において既に開始している）、3月末までに完了するプロジェクト

委託試験・調査・分析
共同研究 技術指導など

2. 助成対象者：横浜市内に事業所を有する中小企業

3. 助成対象経費：対象となるプロジェクトについて、企業が各大学との契約に基づき、大学の資金受入窓口へ振り込んだ金額

4. 助成対象経費の総額及び助成率：助成対象経費（税込総額100万円以内）の2分の1を上限として助成

5. 受付：「事前相談書」（ホームページよりダウンロード可）により、随時受け付けます。

*詳しくはホームページをごらんください。

お申込み・お問い合わせ

産学連携推進部

TEL. 045-225-3733 FAX. 045-225-3737

E-mail joint@idec.or.jp

URL <http://joint.idec.or.jp>

*横浜市内には、以下の理工系大学が立地しています。

神奈川大学、関東学院大学、
慶應義塾大学、鶴見大学、
桐蔭横浜大学、東京工業大学、
武蔵工業大学、横浜国立大学、
横浜市立大学



2

横浜知財ITクラスター形成・支援プロジェクトのご案内

横浜および横浜周辺には、ハードウェア、ソリューション、コンテンツといった幅広いIT分野の企業が多く立地しています。同時に高度経済成長を支えてきた高い技術力を有する製造業も多く存在しています。優れた多くの企業同士が交流し、技術・商品を開発し、ITビジネスにおける新しいサービスを提供していただくのが「横浜型IT産業クラスター」です。このクラスターを形作るのは企業の皆さまです。ぜひ本プロジェクトにご参画いただき、ここ横浜から新しいITビジネスを実現させましょう。

本プロジェクトへの参画メリット

ITを活用した新商品・新サービスを生み出すチャンス！
プロジェクトの成果や開発までのノウハウを紹介するフォーラムにご参加いただけます。
オフィシャルホームページで皆さまの企業・商品・サービスをご紹介！（紹介されている企業等への具体的ニーズがあれば事務局からご紹介をいたします）
様々な団体で実施しているイベント等の情報をご案内！
皆さまの販路開拓を支援！

お問い合わせ [プロジェクトへの参加（拠点構成企業登録）もこちらから]

経営支援部 情報化・IT産業等担当

TEL. 045-225-3723 URL <http://itcluster.idec.or.jp/>



横浜ワールドポーターズ

TEL

045-222-2000

URL

<http://www.yim.co.jp/>

携帯サイトはこちら▶



本誌掲載内容に関するお問い合わせ
(財)横浜産業振興公社(横浜市内中小企業支援センター)

経営支援部 情報化・IT産業等担当

〒231-0011 横浜市中区太田町2丁目23番地 横浜メディア・ビジネスセンター7階

TEL.045-225-3723 FAX.045-225-3738 URL <http://www.idec.or.jp>

環境行動都市へ向け
ハマッ子が行動します！
ヨコハマはG30